

経済産業省

27保電安第13号
平成27年5月29日

山東伊莱特重工有限公司
牛余 剛 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長 渡邊 誠



山東伊莱特重工有限公司の風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T)、IRSF520 (100T)、IRSF490 (200T)、IRSF490 (100T) の発電用風力設備に関する技術基準への適合に係る性能評価の通知について

平成27年5月19日に開催した新エネルギー発電設備安全審査専門家会議（以下「専門家会議」）の結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1. 内 容

風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T)、IRSF520 (100T)、IRSF490 (200T)、IRSF490 (100T) について、平成26年7月25日から平成27年5月19日にわたり合計8回開催をした専門家会議で検討した結果、別添（I材料の概要・適用範囲に関する事項（別添））のとおりである場合、その妥当性が確認された。

このため、本件は発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月通商産業省令第53号）に適合すると考える。

2. 照会の概要

- ・照会者の名称 山東伊莱特重工有限公司
- ・検討の内容 山東伊莱特重工有限公司の風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T)、IRSF520 (100T)、IRSF490 (200T)、IRSF490 (100T) の発電用風力設備に関する技術基準への適合に係る性能評価
- ・相談受付年月日 平成26年 7月25日

3. 専門家会議担当専門家

橋本 篤秀（主査）、 石原 孟、 勝地 弘

以上

平成27年5月25日

経済産業省 商務情報政策局
商務流通保安グループ 電力安全課長 殿

新エネルギー発電設備安全審査専門家会議

山東伊莱特重工有限公司の風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T)
の発電用風力設備の技術基準を定める省令第7条への適合に関する
意見について

標記鍛鋼品について、平成27年5月19日に開催をした専門家会議で検討を行った結果、下記のとおり意見する。

記

1. 意見

本件（風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T)）は、平成26年7月25日から平成27年5月19日にわたり合計8回開催をした専門家会議で検討した結果、その品質が発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月通商産業省令第53号）第7条に適合すると考える。

2. 意見照会の概要

- ・照会者の名称 山東伊莱特重工有限公司
- ・検討の内容 工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T) の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令第7条への適合性
- ・相談受付年月日 平成26年 7月25日

3. 検討した特殊設備

- ・工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (200T) の形状及び材料強度等。詳細は、別紙のとおり。

4. 専門家会議担当専門家

橋本 篤秀 (主査)、 石原 孟、 勝地 弘

以上

(別紙)

山東伊萊特重工有限公司の工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 5 2 0 (2 0 0 T) の性能評価について、その条件は下記のとおりとする。

記

1. 構造方法等の名称

風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 5 2 0 (2 0 0 T)

・断面形状：I型 ($T=B_m < h_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～4000 |

・断面形状：II型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～275 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～7000 |

・断面形状：III・IV型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～275 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～7000 |

※鍛鋼製品の高さ h_m (mm)は、溶接部立上がり部分を含めた高さをいう。

・鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ

| | | |
|---------------|------------|------------|
| 鍛鋼ドアフレーム製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～400 |
| 鍛鋼製品の高さ | h_m (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |

2. その内容

別添のとおり

3. 指定する数値

| | | |
|--------------------|-----|----------|
| (1) 許容応力度の基準強度 | 315 | N/mm^2 |
| (2) 溶接部の許容応力度の基準強度 | 315 | N/mm^2 |
| (3) 材料強度の基準強度 | 315 | N/mm^2 |

上記の数値の1.0倍以下までの数値

| | | |
|-------------------|-----|----------|
| (4) 溶接部の材料強度の基準強度 | 315 | N/mm^2 |
|-------------------|-----|----------|

上記の数値の1.0倍以下までの数値

平成27年5月25日

経済産業省 商務情報政策局
商務流通保安グループ 電力安全課長 殿

新エネルギー発電設備安全審査専門家会議

山東伊莱特重工有限公司の風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (100T)
の発電用風力設備の技術基準を定める省令第7条への適合に関する
意見について

標記鍛鋼品について、平成27年5月19日に開催をした専門家会議で検討を行った結果、下記のとおり意見する。

記

1. 意見

本件（風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (100T)）は、平成26年7月25日から平成27年5月19日にわたり合計8回開催をした専門家会議で検討した結果、その品質が発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月通商産業省令第53号）第7条に適合すると考える。

2. 意見照会の概要

- ・照会者の名称 山東伊莱特重工有限公司
- ・検討の内容 工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (100T)の発電用風力設備の技術基準を定める省令第7条への適合性
- ・相談受付年月日 平成26年 7月25日

3. 検討した特殊設備

- ・工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF520 (100T) の形状及び材料強度等。詳細は、別紙のとおり。

4. 専門家会議担当専門家

橋本 篤秀（主査）、 石原 孟、 勝地 弘

以上

(別紙)

山東伊萊特重工有限公司の工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 5 2 0 (1 0 0 T) の性能評価について、その条件は下記のとおりとする。

記

1. 構造方法等の名称

風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 5 2 0 (1 0 0 T)

・断面形状：I型 ($T=B_m < h_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～3000 |

・断面形状：II型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 40 超え～175 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～5000 |

・断面形状：III・IV型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 40 超え～175 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～6000 |

※鍛鋼製品の高さ h_m (mm)は、溶接部立上がり部分を含めた高さをいう。

・鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ

| | | |
|---------------|------------|------------|
| 鍛鋼ドアフレーム製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～400 |
| 鍛鋼製品の高さ | h_m (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |

2. その内容

別添のとおり

3. 指定する数値

- | | | |
|--------------------|-----|-------------------|
| (1) 許容応力度の基準強度 | 325 | N/mm ² |
| (2) 溶接部の許容応力度の基準強度 | 325 | N/mm ² |
| (3) 材料強度の基準強度 | 325 | N/mm ² |

上記の数値の1.0倍以下までの数値

- | | | |
|-------------------|-----|-------------------|
| (4) 溶接部の材料強度の基準強度 | 325 | N/mm ² |
|-------------------|-----|-------------------|

上記の数値の1.0倍以下までの数値

平成27年5月25日

経済産業省 商務情報政策局
商務流通保安グループ 電力安全課長 殿

新エネルギー発電設備安全審査専門家会議

山東伊莱特重工有限公司の風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (200T)
の発電用風力設備の技術基準を定める省令第7条への適合に関する
意見について

標記鍛鋼品について、平成27年5月19日に開催をした専門家会議で検討を行った結果、下記のとおり意見する。

記

1. 意見

本件（風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (200T)）は、平成26年7月25日から平成27年5月19日にわたり合計8回開催をした専門家会議で検討した結果、その品質が発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月通商産業省令第53号）第7条に適合すると考える。

2. 意見照会の概要

- ・照会者の名称 山東伊莱特重工有限公司
- ・検討の内容 工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (200T) の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令第7条への適合性
- ・相談受付年月日 平成26年7月25日

3. 検討した特殊設備

- ・工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (200T) の形状及び材料強度等。詳細は、別紙のとおり。

4. 専門家会議担当専門家

橋本 篤秀（主査）、石原 孟、勝地 弘

以上

(別紙)

山東伊萊特重工有限公司の工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 4 9 0 (2 0 0 T) の性能評価について、その条件は下記のとおりとする。

記

1. 構造方法等の名称

風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 4 9 0 (2 0 0 T)

・断面形状：I型 ($T=B_m < h_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～4000 |

・断面形状：II型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～275 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～7000 |

・断面形状：III・IV型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～275 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～7000 |

※鍛鋼製品の高さ h_m (mm)は、溶接部立上がり部分を含めた高さをいう。

・鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ

| | | |
|---------------|------------|------------|
| 鍛鋼ドアフレーム製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～400 |
| 鍛鋼製品の高さ | h_m (mm) | 100 超え～200 |
| 鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ | T (mm) | 100 超え～200 |

2. その内容

別添のとおり

3. 指定する数値

- | | | |
|--------------------|-----|----------|
| (1) 許容応力度の基準強度 | 275 | N/mm^2 |
| (2) 溶接部の許容応力度の基準強度 | 275 | N/mm^2 |
| (3) 材料強度の基準強度 | 275 | N/mm^2 |

上記の数値の1.0倍以下までの数値

- | | | |
|-------------------|-----|----------|
| (4) 溶接部の材料強度の基準強度 | 275 | N/mm^2 |
|-------------------|-----|----------|

上記の数値の1.0倍以下までの数値

平成27年5月25日

経済産業省 商務情報政策局
商務流通保安グループ 電力安全課長 殿

新エネルギー発電設備安全審査専門家会議

山東伊莱特重工有限公司の風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (100T)
の発電用風力設備の技術基準を定める省令第7条への適合に関する
意見について

標記鍛鋼品について、平成27年5月19日に開催をした専門家会議で検討を行った結果、下記のとおり意見する。

記

1. 意見

風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (100T) は、平成26年7月25日から平成27年5月19日にわたり合計8回開催をした専門家会議で検討した結果、その品質が発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年3月通商産業省令第53号）第7条に適合すると考える。

2. 意見照会の概要

- ・照会者の名称 山東伊莱特重工有限公司
- ・検討の内容 工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (100T) の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令第7条への適合性
- ・相談受付年月日 平成26年7月25日

3. 検討した特殊設備

- ・工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 IRSF490 (100T) の形状及び材料強度等。詳細は、別紙のとおり。

4. 専門家会議担当専門家

橋本 篤秀 (主査)、 石原 孟、 勝地 弘

以上

(別紙)

山東伊萊特重工有限公司の工事計画を特定しない風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 4 9 0 (1 0 0 T) について、その条件は下記のとおりとする。

記

1. 構造方法等の名称

風力発電設備支持物用鍛鋼品 I R S F 4 9 0 (1 0 0 T)

・断面形状：I型 ($T=B_m < h_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～3000 |

・断面形状：II型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 40 超え～175 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～5000 |

・断面形状：III・IV型 ($T=h_m < B_m$)

| | | |
|-------------|------------|------------|
| 鍛鋼フランジ製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～500 |
| 鍛鋼製品の高さ(※) | h_m (mm) | 40 超え～175 |
| 鍛鋼フランジ製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼フランジ製品の外形 | D_o (mm) | 2000～6000 |

※鍛鋼製品の長さ h_m (mm)は、溶接部立上がり部分を含めた高さをいう。

・鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ

| | | |
|---------------|------------|------------|
| 鍛鋼ドアフレーム製品の幅 | B_m (mm) | 100 超え～400 |
| 鍛鋼製品の長さ | h_m (mm) | 40 超え～100 |
| 鍛鋼ドアフレーム製品の厚さ | T (mm) | 40 超え～100 |

2. その内容

別添のとおり

3. 指定する数値

| | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 許容応力度の基準強度 | 295 N/mm ² |
| (2) 溶接部の許容応力度の基準強度 | 295 N/mm ² |
| (3) 材料強度の基準強度 | 295 N/mm ² |

上記の数値の1.0倍以下までの数値

| | |
|-------------------|-----------------------|
| (4) 溶接部の材料強度の基準強度 | 295 N/mm ² |
|-------------------|-----------------------|

上記の数値の1.0倍以下までの数値